

# 生涯学習認定制度実施要綱

一般社団法人薬学ゼミナール生涯学習センター

## 1.目的

薬剤師の資質を向上するために、継続的な学習機会を提供することにより、多職種連携を実現できる薬剤師の育成とその支援を行うことを当研修制度の目的とする。

## 2.組織・運営

本制度の運営と維持にあたるため、薬学ゼミナール生涯学習センター（以下、当センターと記載）に「研修企画委員会」ならびに「研修運営委員会」および「認定評価委員会」を置くものとする。また、本制度の運用が適正に行われているかの評価を行うために「事業評価委員会」を設置するものとする。

- (1)「研修企画委員会」は、研修プログラムの企画を行うものとする。
- (2)「研修運営委員会」は、研修の運営と広報活動を担うものとする。
- (3)「認定評価委員会」は、認定薬剤師申請の申請書類が、認定評価基準に適合するかの評価を客観的に行うものとし、委員は外部へ委託するものとする。  
なお、認定評価委員会に認定審査部会を設置、および部会で認定審査を行う。  
外部委員以外からも選出をする場合には、認定評価委員会の承認を得ること。
- (4)「事業評価委員会」は、本制度の事業評価を行う外部委託組織として設置し、年次評価や事業評価を委託するものとする。

## 3.研修の区分

- (1)当センター主催および共催の講習会・研修会、当センターの認定評価委員会が審査し承認したe-Learningによる研修
- (2)他機関（プロバイダー）主催および共催の講習会・研修会、他機関（プロバイダー）が承認したe-Learningによる研修
- (3)グループ研修（レポート提出）  
認定薬剤師（指導者）や他の医療従事者を含む少人数で行う研修会を指す。  
＊事前に受講単位認定請求書の申請が必要となります。
- (4)自己研修  
当センターが指定した研修プログラムやテキストによって、個人が自宅等で学習を行うことを指す。また、薬剤師認定制度認証機構が認証するプロバイダー以外の機関が実施する研修等に参加し、その研修プログラムの概要とレポートを当センターに提出し、その内容が研修企画委員会で適切と認められる場合にも自己研修とみなす場合がある。
- (5)学会参加
- (6)学会発表・・・学会名、発表日、演題名、要旨提出
- (7)論文発表・・・学協会等が発行する雑誌の論文の別刷り等を提出

(8)その他

#### 4.研修の単位基準

生涯学習認定制度における研修毎の単位基準は、次のとおりとする。

(1)当センター主催「講習会・研修会」は、90分につき1単位とする。「当センター指定e-Learning研修」は、想定学習時間90分につき1単位とする。

なお、当センター指定e-Learning研修において、想定学習時間が90分に満たない講座は、その講座の受講完了時に他の受講完了講座の想定学習時間の積算を認める。

(2)「グループ研修」は、90分につき1単位とする（事前申請が必要）。

(3)「自己研修」は、自己学習の240分につき1単位とし、時間の積算（60分0.25単位）を認める。

※ただし、当センターが指定した研修プログラムやテキストに関してはこの限りではない。

(4)「学会参加」は、認証研修機関（プロバイダー）が認める学会で、認定・更新申請時ともに、参加1日につき最大4単位とする。また、一回の学会参加あたり最大9単位までとする。

(5)「学会発表」は、1演題につき1単位とする。

(6)「論文発表」は、1論文につき2単位とする。

(7)その他、申請があれば「認定評価委員会」にて審議するものとする。

#### 5.認定薬剤師の新規認定

●認定薬剤師の新規認定要件は、次のとおりとする。

(1)新規認定申請時に必要な単位数は、40単位以上とする。

(2)新規認定申請に用いることのできる単位は、新規認定申請日から遡って4年以内に取得したものとする。

(3)薬剤師認定制度認証機構が認定した機関（プロバイダー）が発行した認定薬剤師研修単位は、当センターの認定単位として認めるものとする。

(4)当センターが発行する単位数は、20単位以上を必要とする。

(5)新規認定の日付は原則として申請書面上の申請日とし、次回の更新（3年後）はこの日から起算する。なお、申請日以前に取得した単位は、次回更新の際の単位には充当されない。

(6)同一研修会の重複受講による単位取得は、累積単位として認めない。

(7)特別な事由により所定の単位を取得できない認定希望者については、期間の延長を認める。

※認定の期間中において、妊娠、出産、育児、疾病などによる長期入院、家族の介護又は看護、災害、長期海外出張などやむをえない事由によって、所定の単位の取得が困難な場合はその旨の届出を行うことができる。

## 6.認定薬剤師の更新認定

認定薬剤師証の有効期間は認定日から3年間とし、更新は3年毎に行う。なお、更新を行わない場合は、認定を喪失したものとみなす。

●認定薬剤師の更新時の要件は、次のとおりとする。

- (1)更新申請時に必要な単位数は、3年以内に30単位以上とする。
- (2)更新認定申請に用いることのできる単位は、現に有している認定日から認定終了日までに取り得たもので、かつ、その間毎年5単位以上を取得しなければならない。
- (3)薬剤師認定制度認証機構が認定した機関（プロバイダー）が発行した認定薬剤師研修単位は、当センターの認定単位として認めるものとする。
- (4)当センターが発行する単位数は、5単位以上を必要とする。
- (5)同一研修会の重複受講による単位取得は、累積単位として認めない。
- (6)特別な事由により所定の単位取得できない方については、期間の延長を認める。  
※認定の期間中において、妊娠、出産、育児、疾病などによる長期入院、家族の介護又は看護、災害、長期海外出張などやむをえない事由によって、所定の単位の取得が困難な場合はその旨の届出を行うことができる。
- (7)更新申請の受付期間は、認定日の3ヶ月前から認定日の1ヶ月後とする。
- (8)更新認定申請の場合の認定日は、現に有している認定の認定終了日の翌日として、認定期間はその認定日から3年間とする。
- (9)当センターの更新条件を満たしている場合に限り、薬剤師認定制度認証機構が認定した機関（プロバイダー）の認定証の更新を受け付ける。

## 7.認定薬剤師の認定手続き

新規認定および更新認定の要件を満たした者は、認定薬剤師申請書、研修記録、履歴書、薬剤師免許証のコピーならびに認定審査料等※を当センター宛に提出すること。  
なお、電子申請システムを利用する場合には、システムより上記に相当する必要事項を記入またはアップロードをして申請をすること。

- (1)認定評価委員会が提出された申請書類が認定評価基準に適合するか判定を行う。
- (2)審査判定は、単位を満たしているだけでなく、認定申請時に記載している内容も審査対象とする。
- (3)当センターが作成した認定薬剤師申請審査報告書に基づき、認定評価委員において審査を行い、適格と認められた方に「認定薬剤師証」を発給する。

※認定審査料、認定薬剤師証（紙）・IDカード発行料について

認定審査料および認定薬剤師証、IDカードは当センターに納入するものとする。

なお、銀行振込による銀行振込手数料は、申請者が負担するものとする。

(1)申請関連書郵送での申請の場合

- ①初回認定および更新の際の認定審査料：11,000円（税込）\*必須
- ②認定薬剤師証（紙）：2,200円（送料込・税込）\*必須
- ③IDカード発行料：3,300円（送料込・税込）\*希望者のみ

(2)電子申請（ためとこ経由）の場合

①初回認定および更新の際の認定審査料：9,900円（税込）\*必須

②認定薬剤師証（紙）：2,200円（送料込・税込）\*希望者のみ

└認定薬剤師証は紙を希望しない場合でも、電子媒体（PDF）での発行をする

③IDカード発行料：3,300円（送料込・税込）\*希望者のみ

※(1)は2026年1月以降より施行し、郵送での申請の受付は2027年3月末までとする

(3)再交付の際の手数料は10,000円（税込）とする。

ただし、氏名変更による再交付を希望する場合は、「氏名変更届」を提出することで、手数料は3,500円（税込）とする。

## 8.認定取消の条件

認定薬剤師として認定された後であっても、次のいずれかに該当する場合には認定評価委員会にて審議し、認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格の取り消しがあった場合
- (2) 薬剤師としての名誉を傷つけ、犯罪または不正行為があった場合
- (3) 不正な手段で認定証を受けたことが判明した場合
- (4) 上記のほか薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

附則：本実施要綱は、令和7年10月1日から施行する。

本実施要綱改定経過

平成23年4月1日設定

平成24年9月13日改定

平成25年10月30日改定

平成28年3月9日改定

平成28年10月1日改定

平成31年1月1日改定

平成31年1月1日改定

令和2年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年5月1日改定

令和6年10月1日改定

令和7年4月1日改定

令和7年10月1日改定